

## 令和6年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会 議事要旨

- 1 会議の名称 令和6年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日時 令和7年3月26日 14時～14時40分
- 3 場所 古賀市役所第2庁舎302会議室
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席委員等 三輪委員、近藤委員、井手上委員、南正覚委員、清水委員
- 6 事務局 星野総務課長、総務課政策法務係4名
- 7 内容 ①会長の互選  
②会議の公開について  
③令和4、5年度古賀市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について  
④その他
- 8 会議内容（要約筆記）  
（事務局）  
事務局より、本日の会議の成立について報告する。本日は委員7名のうち5名の出席により、古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会が成立していることを報告する。  
（総務課長）挨拶  
（事務局）自己紹介  
会長については、古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされている。立候補される方はいるか。  
→立候補者無し  
（事務局）  
近藤委員を推薦する。  
（各委員）  
異議なし。（承認）  
（会長）挨拶  
以下、会長による進行  
（会長）  
この会議は古賀市情報公開条例第23条に基づき公開としたいがよろしいか。傍聴者はいない。  
→了承  
令和4年度、5年度古賀市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について事務局から説明を求める。  
（事務局）  
4年度なので、市の条例に基づき運用状況の概要を説明する。個人情報の開示請求は18

件、開示請求者の内訳は市内個人からの請求が14件、市外個人から4件、実施機関別の開示請求件数は、全て市長部局で18件となっており、その他の実施機関に対しての開示請求はなされていない。また、開示請求に対する決定の状況は全部開示が2件、部分開示が15件、不存在による不開示が1件となっている。不開示・部分開示の理由別内訳は、個人に関する情報第14条第2項第2号に当たるものに関して10件、法人等に関する情報の不開示が8件、不存在が1件となっている。また、訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求はなされていない。また審査請求及び是正の申出もなかった。

続いて、令和5年度の個人情報保護制度の処理状況を説明する。法の改正を受けて令和5年度から市が保有する個人情報の取扱いは法律に基づき運用している。令和5年度における概要を簡単に説明する。実施機関ごとの開示請求件数は全部で13件となっている。請求者の内訳は市内個人から6件、市外個人から7件。開示の内容としては例年と同じく採用試験や戸籍等の交付申請に関するものが多い状況だった。そして開示請求の実施機関ごとの件数は、市長部局が10件、教育委員会が2件、農業委員会が1件となっている。開示決定に関する内訳は開示が4件、部分開示が10件、不開示が1件だった。不開示の理由別内訳としては、個人に関する情報であるという理由が10件、法人に関する情報であるという理由が2件、事務事業に関する情報であるという理由が2件となっている。令和5年度の個人情報の運用に関しても、訂正請求、利用停止請求や審査請求はなかった。

続いて、令和4年度における情報公開制度運用状況を簡単に説明する。令和4年度の開示請求件数は77件だった。請求者の内訳は市内から43件、市外から34件だった。実施機関別の開示請求件数は、市長部局に対してのものが58件、教育委員会に対するものが10件、公営企業管理者（市長）に対するものが6件、議会に対してが3件という状況だった。決定内容の内訳に関しては、全部開示が38件、部分開示が33件、不開示が22件だった。不開示の理由別内訳としては、個人に関する情報であるという理由が28件、法人に関する情報であるという理由が11件、事務事業に関する情報が4件、存否の応答拒否としての不開示が1件、不存在によるものが18件となっている。令和4年度の情報公開の決定に関する審査請求はなかった。

続いて、令和5年度の情報公開の処理状況の概要説明に入る。令和5年度の開示請求件数は全部で58件だった。内訳は市内から32件、市外から28件。実施機関別に見ると、市長部局に対してのものが44件、教育委員会に対してのものが7件、監査委員に対するものが1件。農業委員会あてが1件、公営企業管理者（市長）に対しては4件、議会に対してが1件という内訳となっている。決定の状況に関しては、開示が26件、部分開示が33件、不開示が17件だった。不開示の理由別内訳は、個人情報に関するものであるという理由は27件、法人に関する情報であるという理由が13件、公共の安全等に関する情報が1件、審議検討等に関する情報が2件、事務事業に関する情報が3件という状況となっている。令和4年度に行った部分開示決定（表74番）に関して令和5年度に入って審査請求がなされた。それに関しては、古賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問をし、審査会の答申に基づき検討が行わ

れた結果、不開示とした決定の一部を取り消し、不開示になっていた黒塗り部分を一部開示するというような形での裁決になった。令和6年度の話にはなるが、令和5年度の表54番から56番、西鉄宮地岳線跡地工事の関係の合意が取れたことが詳細に分かる書類ということで3件、決定がなされたものについて審査請求が令和6年6月に出されている。これも先ほどの1件と同様、情報公開・個人情報保護審査会への諮問、答申を受け、不存在という当初の決定に対し、改めて文書等指定の上、開示を行っており、もう結論が出ている。

(会長)

今の報告について、質問、意見を求める。

(委員)

各表の請求内容は請求者が書かれたものをそのまま誤字脱字も含めて書いているということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

「農地転用許可申請」とか、さっきの西鉄宮地岳線のところ、「経緯」というのが3つの申請で字を変えている。何か意図があるのかと感じたが、分かった。

(委員)

4年と5年度の請求件数は、過年度と比べると特に増えたとか減ったとかはあるのか

(事務局)

大きな変化はなかったと思う。

(委員)

いくつか審査請求があったということだが、一部認容一部棄却ということになってくる、そちらについて裁判の話があったというようなことは全然ないのか。

(事務局)

審査請求人に対する裁決結果については特に今のところ何もリアクションはあっていない。情報公開制度ではないところでちょっと動きがあっており、監査委員に対する事務監査請求が市民の方から出されており、監査請求内容が3件、そのうち2件が今紹介した人事の処分に係るものと西鉄宮地岳線に関するもので、制度は違うが、その審査会での結果等も受けての事務監査ということでされている。

(委員)

現在進行形か。

(事務局)

はい。

(委員)

質問だが、令和5年度の市政情報開示請求処理状況詳細一覧中の16番、消費生活センターの関係で請求されているものだが、2つに分かれていて、1つが、部分開示をされている。も

う1つ、令和3年から5年度の3年間の中での〇〇という会社について寄せられた相談の内容が分かる文書一切については、不開示になっていて、理由は存否応答拒否になっている。結局相談されたかどうかをもう明らかにできないという話だと思うが、その上の部分が開示されたのは、開示できるものだったからなのか。

(事務局)

はい、そのとおり。

請求内容が、前段と後段に分かれており、前半が中古自動車に関する相談内容が分かる文書一切、その次が中古自動車販売会社の固有の会社に関して寄せられた相談内容である。最初の部分である中古自動車の全体に対しては不開示の部分のみを伏せて部分開示として決定した。会社名を特定されて請求されている、その会社に対して寄せられたという部分に関しては、有ったか無かったかを含めて存否対応拒否として対応した。

(委員)

令和4年度に古賀市谷山地区のいろいろな建設関係のデータが請求されているが、これは何かあるのか。

(事務局)

いずれも土地家屋調査等の会社からの請求で、谷山地区、小山田地区は、開発というか、住宅を建てる等が数か所であっているなのでその関係ではないかと推察するところで、はっきりしたことが分からない。

(委員)

質問して答えられるかどうかと、議事録に残すかは別途検討願いたいですが、令和4年度の市政情報開示請求処理状況一覧60、懲戒関係のデータ等の開示請求は被処分者からなのか被害者からなのか若しくは全くの第三者からなのか。

(事務局)

被処分者から。

(委員)

4つ出たってことは対象が4人、被処分者は4人だったのか。

(事務局)

いいえ、1人。

(委員)

懲戒処分としては1人だけか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

今の件は個人情報の開示請求も出たのか。自分の処分であれば個人情報の開示請求の方が普通な感じがしたが。

(事務局)

個人情報としては開示請求されなかった。

(委員)

書類資料としては、個人情報として開示請求された方が開示された気がする。

そして、令和5年度の個人情報開示請求の中で、1番とか2番とか〇〇で消されているが、消されていないものもある。令和5年度の市政情報の開示請求の2番等は何か考えがあつてのことなのか。もともとは当然全部情報が入っており、その中で〇〇にしたものと、そのままあげているものは何か区別があるのか。

(事務局)

全部は見えていないが、情報公開のほうで番地が載っている件、開発等に絡んでまだ住んでいない場合や、あとは実際に住んでいるけれど建て替え等の場合など確かに、誰かの住所である場合もあるような気がする。そこは今まであまり整理ができていなかったもので、やはり住所に誰か住んでいて個人情報に当たる部分に関しては伏せるべきだったのかなと思うところではある。公表の時には、個人情報の方は自分の情報として請求されているので、明らかに住所も個人情報であり伏せている。その他の部分はそこまでしっかりこちらで把握できておらず、業者による事前の調査等が多いのでこのまま表示しているということが今のところ申し上げられる話。しっかり確認をしていないので、もしかしたら個人情報に当たる番地が含まれている可能性もあるので今後公表に当たってはしっかり対応していきたいと思っている。

(委員)

これは公表されるものなのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

そこはきちんとしたほうがいいかなと思う。

(事務局)

はい。

(委員)

市役所職員の採用試験の結果請求に関して、昔は1次試験の結果だけしか出ないというか、今は3次とか開示されるようになったのか。

(事務局)

長く委員をしていただいているので昔はそうだったという認識か。

(委員)

すごく細かいことを聞いていて特段不存在という感じではないので見せてもらえるということか。

(事務局)

そのとおり。今は本人の部分は開示している。

(会長)

開示されるのは、どこまでの情報か、点数だけなのか、もう少し詳しい面接とかの話が入ってくると思うが、順位もあったりするのか。

(事務局)

点数と順位辺りまでだったような気がする。細かい面接官のコメントとかはもちろん不開示。

(会長)

試験結果の話とかだと、事務事業情報に当たるかどうかだと思うので、開示しても、今後の試験の運用に問題がないということであれば、1次2次3次すべて公開してもおそらく問題ない。どういうところを重点的に評価しているかみたいなことが分かってしまうとまずいので、伏せた上での運用かどうか。

(委員)

令和4年度の市政情報の開示の53番。地番図と路線価図をシェープファイル形式でご提供くださいとある。シェープファイル形式とは何なのか、これは紙ベースでなくてデータで提供、CD-ROMに焼いて提供みたいなことなのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

地理情報の地図の上にデータを載せて可視化するときに、このシェープファイルというものを使う。そのシェープファイルに例えば、住所とか道路とか、そういったいろんなものをデータ化されたものになるので、そういったときに使う。

(会長)

そのほかご意見ご質問はないか。例年どおりの請求件数が処理されていて、審査請求に関しても事務監査請求があり、別のところでの動きは継続中のようだが、個人情報保護制度の運用としては決着しているというところでなかろうかと思う。それでは令和4年、5年度の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況報告については以上とする。

(事務局)

事務連絡

(会長)

これで令和6年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了する。